

介護扶助通信 第8号

令和3年5月28日
大分市福祉事務所
生活福祉課医療・介護担当班
TEL097 (537) 5621

平素より、生活保護制度に対するご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
第8回目となる今号では、みなし2号の方の「福祉用具貸与」「福祉用具購入」の留意点についてお伝えします。

生活保護の他法他施策優先の考え方

生活保護受給中で要介護等認定を受けている方には、①保険者（長寿福祉課）が交付する介護保険の被保険者証をお持ちの方と②生活保護制度独自で要介護等認定を行って被保険者番号がHから始まる方（みなし2号）の2つのパターンがあります。

この2つのパターンでは、それぞれ以下のとおり、生活保護制度の他法他施策優先の原則により、優先して利用すべき給付（サービス）が異なります。

①保険者（長寿福祉課）が交付する介護保険の被保険者証をお持ちの方の場合、介護保険が優先されます。

介護保険優先

②生活保護制度独自で要介護等認定を行って被保険者番号がHから始まる方（みなし2号）の場合、「障害者総合支援法による給付・支給」が優先されます。

障害者総合支援法
優先

現在、大分市福祉事務所では、100名程度の方がこちらに該当しています。

H番号（みなし2号）の方の福祉用具購入で注意すべき点はあるの？



今回、ケアマネジャーさんを通じて、生活保護受給中の方の福祉用具購入の相談を受けたのですが、被保険者番号を確認したところ、「H501…」となっています。
はじめてのケースなのですが、何か注意すべき点がありますか。

H番号（みなし2号）の方の場合には、生活保護制度の他法他施策優先の原則に基づき、障害者総合支援法による給付等（補装具・日常生活用具）を優先して活用する必要があります。

まずは、対象者の方が身体障害者手帳や特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちかどうかの確認をお願いします。いずれかをお持ちの場合には、障害者総合支援法による給付等（補装具・日常生活用具）を受けることが可能かどうかについて、大分市障害福祉課へ確認をお願いします。



H番号（みなし2号）の方の福祉用具貸与で注意すべき点はあるの？



なるほど... 福祉用具購入については被保険者番号が「H501…」という番号の方（みなし2号）の場合には、第1号被保険者や第2号被保険者の方と違って、障害者総合支援法による給付等が活用可能かどうかの確認が必要なのですね。

では、福祉用具貸与の場合も同じ考え方でよいのでしょうか。介護扶助では、福祉用具貸与の種目となっているものが、障害者総合支援法による給付等（補装具・日常生活用具）では、原則、購入の種目になっているのですが、どのような取り扱いにすればよいのでしょうか。

福祉用具貸与についても、H番号（みなし2号）の方の場合、同一種目が障害者総合支援法による給付等の対象となっていれば、介護扶助の福祉用具貸与に優先し、原則、障害者総合支援法による給付等（補装具・日常生活用具）を活用し、購入していただくこととなります。

※福祉用具貸与が可能となる場合の例

- 【例①】ケアマネジメントにより、「購入」より「貸与」が適当と判断される場合
（身体状況等の変動により、将来的に貸与を終了する見込みがある場合や利用する機種が変更となる可能性が高い場合）
- 【例②】補装具や日常生活用具の給付等の申請から給付までの間に数か月かかると見込まれた場合（つなぎとしての利用）
- 【例③】補装具や日常生活用具の給付等の申請をした結果、審査・判定で「否」となってしまった場合



【障害福祉サービスでの支給・給付対象となる品目】

	身体障害者手帳（肢体不自由） 指定難病	内部障がい （心臓・呼吸器障がい）	知的障がい
補装具	車いす	車いす	—
	電動車いす	電動車いす	
	歩行器	歩行器	
	歩行補助つえ	歩行補助つえ	
日常生活用具	便器（ポータブルトイレ）	—	特殊マット（床ずれ防止用具）
	特殊便器（洋式便座）		
	特殊マット（床ずれ防止用具）		
	特殊寝台		
	体位変換器		
	入浴担架		
	特殊尿器		
	入浴補助用具		
	移動用リフト		
	移乗・移動支援用具		
	手すり・スロープ等		
※ただし住宅改修を伴うものを除く			

▶上記の要件を満たしたうえで、それぞれの品目ごとに身体障害者手帳等の等級が給付要件を満たしているか等、別途給付要件に定めがあります。

※介護扶助通信第8号は、「福祉用具貸与」「居宅介護支援」「介護予防支援」の事業者へ送付しています。